

厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事実関係に
関する東京都調査（中間のまとめ）

平成31年2月6日
東京都総務局

厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事実関係に関する東京都調査（中間のまとめ）

（構成）

- 1 はじめに
- 2 毎月勤労統計調査について
- 3 毎月勤労統計調査を巡る今回の事案について
- 4 東京都による調査の概要
 - （1）調査事項
 - （2）調査方法
 - （3）調査結果
- 5 今後の調査等について
- 6 調査のまとめ

参考資料

- 1 総務局統計部組織図（平成15年4月）
- 2 毎月勤労統計調査（聞き取り事項）
- 3 文書の保存年限について
- 4 毎月勤労統計調査 抽出替えに伴う事務取扱要領 平成23年4月（厚生労働省）
- 5 毎月勤労統計調査 抽出替えに伴う事務取扱要領 平成26年4月（厚生労働省）
- 6 毎月勤労統計調査 抽出替えに伴う事務取扱要領 平成15年7月（厚生労働省）
- 7 毎月勤労統計調査地方調査結果 平成15年（東京都総務局統計部）
- 8 毎月勤労統計調査地方調査結果 平成16年（東京都総務局統計部）
- 9 平成14年度全国要望文 平成13年6月（都道府県統計連絡協議会）

1 はじめに

平成31年1月8日、厚生労働省は基幹統計調査「毎月勤労統計調査」に関して、不適切な調査が行われていたことを公表した。

国においては、総務省の統計委員会にこの事案が報告され、統計的に必要な措置についての検討が進められているとともに、厚生労働省の特別監察委員会において、原因究明と再発防止に向けた調査が行われている。

毎月勤労統計調査は、法定受託事務として、厚労省から都道府県が委託を受けて実地調査を行っていることから、都は、国による調査と並行して事案に至る経緯や原因に関する都の関わりについての調査を行うこととし、今回、その結果を「中間のまとめ」として公表することとした。

都は、引き続き、これまで連絡が取れなかった元職員に対する聞き取り調査などを継続するとともに、国の調査に積極的に協力し、これらの調査状況を踏まえながら、「最終報告」をとりまとめることとする。

2 毎月勤労統計調査について

(1) 概要

統計法に基づく基幹統計調査（所管；厚生労働省）。法定受託事務として都道府県が調査の実査を担当している。

(2) 調査目的

毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

※対前年同月比や前月比を見ることを主な目的として作られている。

(3) 調査内容

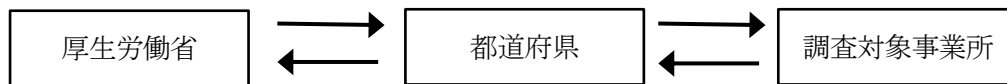
- ・ 常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・ 1～4人雇用する事業所については毎年7月における状況を把握。
- ・ 調査の翌々月10日までに速報版を公表。

(4) 調査時期

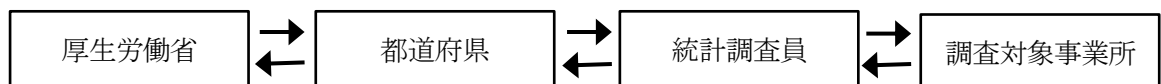
- ・ 全国調査及び地方調査：毎月
- ・ 特別調査：毎年7月

(5) 調査方法・調査経路

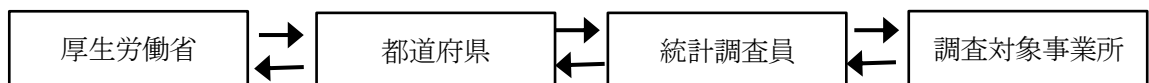
- ・ 常用労働者を常時30人以上雇用する事業所 郵送・オンライン



- ・ 同5人以上30人未満雇用する事業所 調査員・オンライン



- ・ 同1人以上5人未満雇用する事業所 調査員



(6) 調査結果の利活用事例

- ・ 雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料（厚生労働省）
- ・ 労災保険の給付基礎日額に乗じるスライド率の算定資料（厚生労働省）
- ・ 月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用（内閣府）
- ・ 企業等の労働条件決定の際の参考資料

3 毎月勤労統計調査を巡る今回の事案について

(第 130 回統計委員会厚労省提出資料から抜粋)

(1) 全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて

- ・「500人以上規模の事業所」について、公表資料では全数調査としていたが、実際は、東京都について抽出調査となっていた（平成16年から現在まで）。
- ・具体的には、東京都における「500人以上規模の事業所」の調査対象事業所数は、全数調査であれば1,464事業所であったところ、実際には491事業所（平成30年10月分）と概ね3分の1となっていた。

(2) 統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについて

- ・「500人以上規模の事業所」について、東京都のみ他の道府県と異なる抽出率となっていたが、平成16年～29年の間、公表する賃金等の全国データを作成する際、東京都の抽出調査の結果について統計的処理（抽出率による復元）を加えることなく、全数調査の結果として取り扱っていた。
- ・東京都における「499人以下規模の事業所」等についても平成21年～29年の間、一部に異なる抽出率の復元が行われない集計となっていた。
- ・これらの結果、統計上の賃金額が低めになっているという影響があった。

※復元；抽出調査を行った際に行うべき統計的処理で、母集団（調査対象全体）の調査結果として扱うための計算をいう。

(3) 調査対象事業所数について

- ・確認できた範囲で、平成8年以降、全国の調査対象事業所数が公表資料よりも概ね1割程度少なくなっていた。

4 東京都による調査の概要

今回の調査では、「全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたこと」について、そのきっかけとなる要請の有無など東京都の関わりについて調査を行った。

(1) 調査事項

平成 16 年から都内の 500 人以上規模事業所に係る調査方法が全数調査から抽出調査に変更された事案の経緯について、以下の事項を調査した。

- ① 調査方法の変更に関する事実関係
 - ・調査方法の変更について認識していたか
 - ・調査方法の変更について組織内で共有されていたか
- ② 都から厚労省に要望した事実の有無
 - ・調査方法の変更に関して、東京都から厚労省に対し要望を行った事実はあるか

(2) 調査方法

「毎月勤労統計調査に関する当時の書類等の調査」、「当時の在職職員への聞き取り調査」を、総務局統計部の職員により実施した。

ア 書類等の調査

- ・「① 調査方法の変更に関する事実関係」に関し、総務局統計部における書類・資料等から関係文書の存否等について調査した。
(対象年度) 平成 15 年度から平成 16 年度
- ・「② 都から厚労省に要望した事実の有無」に関し、総務局統計部における書類・資料等から関係文書の存否等について調査した。
(対象年度) 平成 12 年度から平成 15 年度

イ 在職職員への聞き取り調査

- ・「① 調査方法の変更に関する事実関係」、「② 都から厚労省に要望した事実の有無」について、平成 12 年度から平成 16 年度までの各年度に総務局統計部の関係課・係に在職した職員延べ 48 名を対象として聞き取り調査を実施することとした。
(調査対象職員)
総務局統計部長、同参事、同調整課の課長、企画調整係長・担当係長
同人口統計課の課長、人口動態統計係長、毎月勤労統計係長・担当係長・担当
※当時の組織については資料 1 参照
- ・調査は対面による聞き取り調査又は電話調査により行い、2 月 4 日現在で延べ 35 名に対する聞き取りを終了した。

※聞き取り事項については資料 2 参照

(3) 調査結果

① 調査方法の変更に関する事実関係

ア 書類等の調査

- ・毎月勤労統計調査の調査対象事業所名簿、抽出替えに係る通知文などについて文書の有無を確認した。基本的に対象年度の関係文書は保存年限を超えており（※資料3参照）、以下の資料等のみが保管されていた。

(ア) 毎月勤労統計調査抽出替えに伴う事務取扱要領（厚生労働省）平成23年、26年

(イ) 毎月勤労統計調査地方調査結果年報（東京都総務局統計部）平成12年版～

(ア) 毎月勤労統計調査抽出替えに伴う事務取扱要領（厚生労働省）

- ・厚生労働省が作成する「毎月勤労統計調査抽出替えに伴う事務取扱要領」は、調査対象事業所の抽出替えを行う事務の基準や処理方法を記載したもので、都道府県にも送付される。この「事務取扱要領」の平成23年4月版（厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課作成）に、平成16年からの調査方法の変更に関する記載があった。

厚生労働省・事務取扱要領 平成23年4月（7ページ）

- ・従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、平成16年より東京都に限って一部の産業で標本調査としている。
- ・これは、規模500人以上事業所は、東京都に集中しており（約4分の1）、全数調査にしくなくても精度が確保できるためである。

※資料4参照

- ・また、平成26年の「事務取扱要領」には、「平成16年より東京都に限って一部の産業で標本調査としている」との記載はなかった（※資料5参照）。

- ・なお、今回の事案を踏まえ、厚生労働省から平成15年7月版の「事務取扱要領」の写しの提供を受けたところ、以下の記載があった。

厚生労働省・事務取扱要領 平成15年7月（7ページ）

- ・従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、今回は東京都に限って一部の産業で標本調査とした。
- ・これは、規模500人以上事業所は、東京都に集中しており（約4分の1）、全数調査にしくなくても精度が確保できるためである。

※資料6参照

(イ) 毎月勤労統計調査地方調査結果年報（東京都総務局統計部）

- ・毎月勤労統計調査の東京都分の結果を取りまとめた年報「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き（東京都総務局統計部）」を調査した結果、500人以上規模事業所の調査方法が抽出調査に変更される前の平成15年版と、変更された後の平成16年版では、次のような記載があった。

毎月勤労統計調査地方調査結果年報

平成15年版（190ページ）

- ・この調査は、（・・・中略）厚生労働大臣が指定した約3,300事業所について調査を行っています。

- ・なお、500人以上規模では抽出率1/1、すなわち全数調査となっています。

平成16年版（190ページ）

- ・この調査は、（・・・中略）厚生労働大臣が指定した約3,300事業所について調査を行っています。

- ・30人規模以上の事業所は、平成13年「事業所・企業統計調査」の結果を用いて全事業所のリストを作成し、これを産業及び規模別に区分し、その区分ごとに調査事業所を抽出する。

※資料7、8参照

- ・この記載の変更は、前述した厚生労働省「事務取扱要領」に示された500人以上規模事業所に係る調査方法の変更の記載と合致しており、厚労省の方針を踏まえたものと考えられる。
- ・一方、同年報によれば、平成12年版以降、調査対象者数は、約3,200～3,300事業所で推移しており、大きな変動はなかった。

イ 在職職員への聞き取り調査

- ・平成16年から、都内500人以上規模事業所に係る調査方法が全数調査から抽出調査に変更されたこと（または、変更される予定であったこと）を認識していたかについて、対象職員のうち延べ35名に聞き取り調査した。
- ・その結果、平成16年に調査方法が全数調査から抽出調査に変更になったことを記憶している職員は、35名中3名であった。うち、抽出調査だと聞いていたとする職員が1名、在任中に全数調査から抽出調査に変更されたことを覚えている職員が2名だった。

ウ まとめ

- ・本件は、15～16年前の事案であるとともに、実務的な内容であったため、当時の在職者への聞き取り調査では判然としない。職員にとっては強く記憶に残るような大きな変更とは認識されなかったものと推測される。
- ・一方、文書等の内容からは、平成16年1月からの500人以上規模事業所の調査方法の変更について、組織として認識していたと考えられる。

② 都から厚労省に要望した事実の有無

ア 書類等の調査

- ・毎月勤労統計調査に係る厚労省への送付文書などについて文書の有無を確認したが、基本的に対象年度の関係文書は保存年限を超えており、以下の資料のみが保管されていた。
 - (ア)国の施策及び予算に関する東京都の提案要望 平成15年度、16年度
 - (イ)都道府県統計連絡協議会全国要望文 平成13年～
- ・調査した結果、都から厚労省に対し毎月勤労統計調査を対象として調査方法の変更や事務負担の軽減を要望する記載は見当たらなかった。
- ・一方、都道府県統計連絡協議会の全国要望文によると、国の統計全般に関して、他の道府県と共同で、地方公共団体や対象事業者の負担軽減を国に求める旨の要望が行われていた（※資料9参照）。

イ 在職職員への聞き取り調査

- ・500人以上規模事業所の調査方法の変更について都から厚労省に要望した事実の有無を、対象職員のうち延べ35人に聞き取り調査を行った。
- ・その結果、すべての調査対象者が、都から厚労省に要望した事実について、「そのような事実はなかった」、「記憶にない」と回答した。
- ・なお、「国の統計審議会で、“統計調査全般について対象事業者などに負担がかかっている。調査の意義に事業者の理解が得られるよう努力すべき”と発言した」と回答した職員が1名いた。

ウ まとめ

- ・現存する資料からは、毎月勤労統計調査の調査方法の変更について、都から厚労省に対し要望した事実は確認できなかった。
- ・また、当時の在職職員への聞き取り調査の結果においても、都から厚労省に調査方法の変更を要望した事実は確認できなかった。

5 今後の調査等について

- ・ 今回の調査においては、調査方法の変更に係る当時の在籍職員延べ 48 名を対象としたが、既に死亡している職員 2 名を除く、46 名のうち 11 名については連絡が取れていない。引き続き、聞き取り調査の実施に努めていく。
- ・ 総務局統計部は 1 月 28 日午後、厚労省の特別監察委員会の訪問によるヒアリングを受けた。この際、事実関係の調査を依頼された事項については現在調査を実施している。引き続き、同委員会の調査の依頼等があった場合は積極的に協力していく。
- ・ 今回の厚労省の事案を受け、政府では基幹統計調査等の点検が行われ、1 月 24 日に、全体で 56 ある基幹統計のうち、22 の統計に間違いがあったことが発表された（その後、賃金構造基本統計が追加され 23 に変更）。更に、総務省統計局から 1 月 31 日付けで「小売物価統計調査に係る不適切事務の発生について」が都道府県統計主管課長宛て発出され、同調査についてのコンプライアンス徹底や現地監査の強化等の対応を予定している旨通知された。都においては、こうした国の動きと十分に連携しながら、統計調査に関する点検を実施すべく準備を進めていく。

6 調査のまとめ

今回の調査結果からは、東京都が毎月勤労統計調査の調査方法について大規模事業所の調査を全数調査から抽出調査に変更することを国に要望した事実は確認できなかった。

同時に、厚生労働省が作成した「事務取扱要領」に記載されている調査方法の変更を受け、都が発行する年報では、平成 15 年版における全数調査という記載が平成 16 年版では抽出調査に変更されていることなどから、都が調査方法の変更について認識していたことが確認できた。

これらの事実から、都は調査方法の変更がなされたことは認識しつつも、この調査方法の変更が適正な手続きを経していないものとは認識していなかったと推認される。

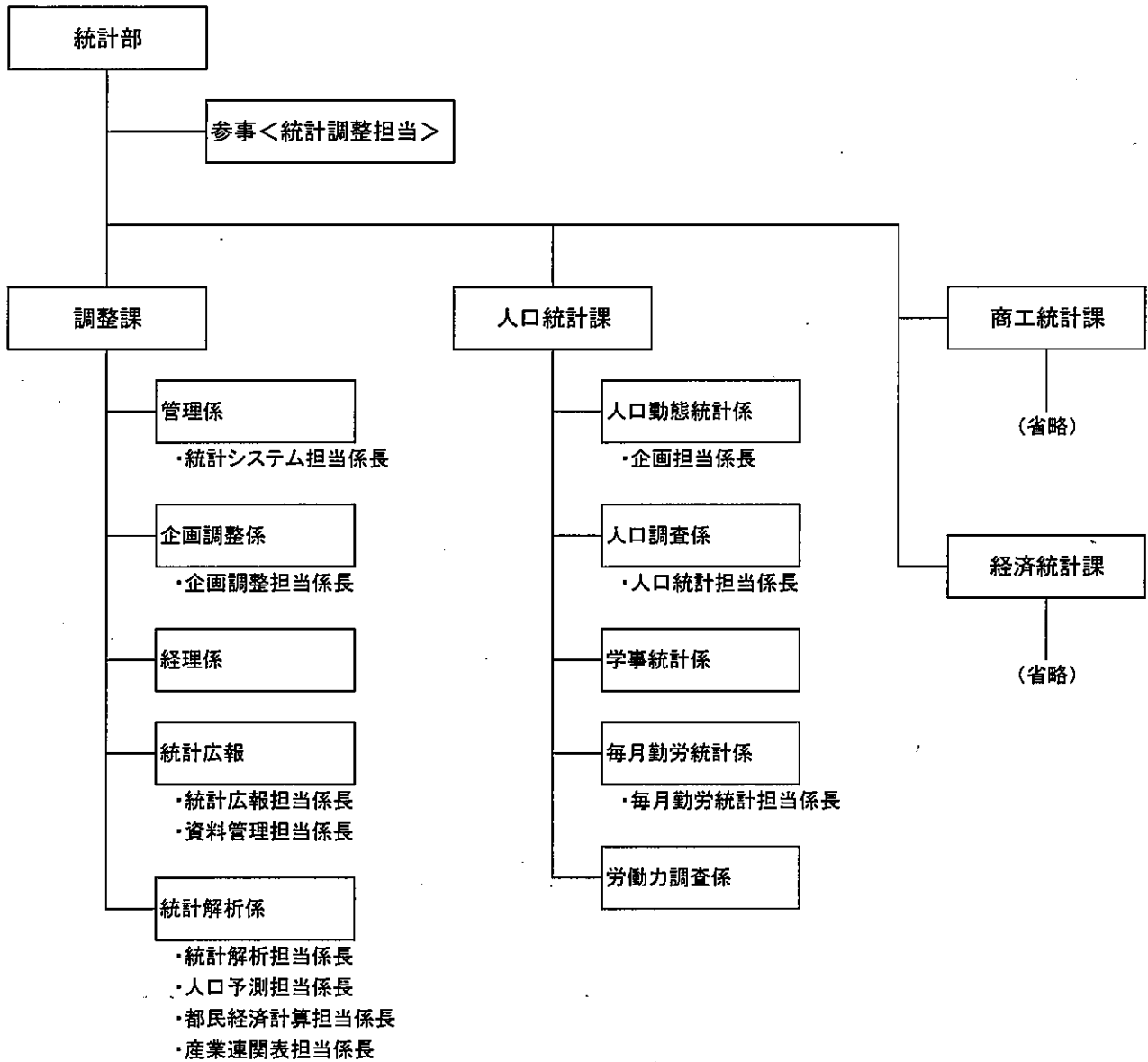
一方、都は、様々な機会を捉え、法定受託事務である統計調査の実施機関として自治体及び調査対象事業者の状況等を国に伝え、事務負担の軽減を求めているところである。しかしながら、このことを以って国による本件調査方法の変更に直接つながったと考えることは困難であり、ましてや、都道府県が違法・不適切な取扱いを国に求めることはあり得ない。

統計調査の内容や方法を決定するのは国の責任であり、地方公共団体は適切な手続きに基づき調査方法が決定されていることを前提として、法定受託事務として誠実に調査を実施しているものである。

都は、国をはじめとした関係機関とともに、今後とも、都民・国民の合理的な意思決定の根拠となる統計の信頼性の向上に努めていく。

參考資料

総務局統計部組織図(平成15年4月1日現在)



毎月勤労統計調査（聞き取り事項）

毎月勤労統計調査について、規模500人以上の事業所は全数調査（約1500事業所）としていたが、平成16年より東京都に限り一部の産業で標本調査（約500事業所）となった。

Q1 平成16年からの取り扱いの変更について、当時、知っていたか。

Q1-2 （知っている場合）取り扱いの変更は組織内で共有されていたか。

Q2 このように取り扱いが変更になった経緯や理由、あるいは契機となった事情等は知っているか。

Q2-2 （知っている場合）知っていることは何か。

Q3 この取り扱いの変更に関して、東京都（統計部）から国に公式に要望をした経緯があったかどうか知っているか。

Q3-2 （知っている場合）知っていることは何か。

Q4 その他、本件について覚えていることがあればご教示願いたい。

文書の保存年限について

保存期間	文書 (例)
10年	(毎月勤労統計調査関係) ・結果原表
5年	(毎月勤労統計調査関係) ・事務要領、実施細目 ・事業所抽出替え
3年	(毎月勤労統計調査関係) ・実施計画 ・実施通知、実施依頼 ・事業所名簿等 ・調査票 (企画・連絡調整関係) ・国との連絡調整
1年	(毎月勤労統計調査関係) ・統計法・調査規則の解釈、疑義照会 ・要望書・意見書、アンケート等 ・会議資料、会議録 ・調査客体の指定及び協力依頼 (企画・連絡調整関係) ・国との連絡調整 (軽易なもの) ・照会回答

注) 上記は、東京都文書管理規則（平成11年12月3日規則第237号）第48条の規定により、主務課長が設定したものの中から例示したものである。

毎月勤労統計調査
抽出替えに伴う事務取扱要領
～全国調査及び地方調査第一種事業所～

平成23年4月

厚生労働省大臣官房統計情報部
雇 用 統 計 課

(2) 名簿の構成

事業所一連番号

指定予定事業所名簿は、次に従って事業所一連番号順に事業所が記載されている。

- (イ) 全国調査及び地方調査の事業所（事業所一連番号0001～）の民営事業所（市町村順）となり、次に官公営事業所が続く。
- (ロ) 地方調査のみの事業所（事業所一連番号3001～）の民営事業所（市町村順）となり、次に官公営事業所が続く。

(3) 予備事業所名簿の取扱い

予備事業所名簿は、指定予定事業所名簿に記載された事業所のうち、以下の理由で調査対象外に該当した場合、当該事業所の代替調査事業所として選定する時に利用する事業所名簿である。

なお、予備事業所数に不足が生じた場合は、厚生労働省まで連絡すること。おって必要数を送付する。

① 継続是正等による調査対象外

- ・抽出率1/1以外の事業所が継続して指定されている場合
- ・現在、調査中の第二種事業所が指定されている場合（第二種で継続調査）
- ・指定予定事業所名簿に重複して指定されている場合

② 拒否事業所

回答が得られない事業所のうち、当該事業所のために表章できなくなる可能性がある場合に限り、追加事業所としてこの中から選定する。

ただし、拒否事業所は削除せず、そのまま残すこととする。

(4) 規模500人以上事業所

従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、平成16年より東京都に限って一部の産業で標本調査としている。

これは、規模500人以上事業所は、東京都に集中しており（約4分の1）、全数調査にしなくても精度が確保できるためである。

毎月勤労統計調査
抽出替えに伴う事務取扱要領
～全国調査及び地方調査第一種事業所～

平成26年4月

厚生労働省大臣官房統計情報部
雇用・賃金福祉統計課

(2) 名簿の構成

(事業所一連番号)

指定予定事業所名簿は、都道府県別に次の順序に従って事業所一連番号が付与され、番号の昇順に事業所が記載されている。

(イ) 全国調査及び地方調査の事業所（事業所一連番号5001～）について、民営事業所（市町村順）、官公営事業所（市町村順）の順。

(ロ) 地方調査のみの事業所（事業所一連番号7001～）について、民営事業所（市町村順）、官公営事業所（市町村順）の順。

(3) 予備事業所名簿の取扱い

予備事業所名簿は、指定予定事業所名簿に記載された事業所が、以下の理由で調査対象外に該当した場合、当該事業所の代替調査事業所として選定する時に利用する事業所名簿である。

なお、予備事業所に不足が生じた場合は、厚生労働省まで連絡すること。追って必要数の事業所情報を送付する。

① 継続是正等による調査対象外

- ・抽出率1/1以外の事業所が継続して指定されている場合
- ・現在、調査中の第二種事業所が指定されている場合（第二種で継続調査）
- ・指定予定事業所名簿に実質的に同一の事業所が重複して記載されている場合

② 拒否事業所

回答が得られない事業所。ただし、当該事業所が回答しないことにより該当する区分の数値が表章できなくなる可能性がある場合に限る。

また、拒否事業所は指定予定事業所名簿から削除せず、そのまま指定の手続きを進めることとする。

毎月勤労統計調査
抽出替えに伴う事務取扱要領
～全国調査及び地方調査第一種事業所～

平成15年7月

厚生労働省大臣官房統計情報部
雇 用 統 計 課

(2) 名簿の構成

イ 事業所一連番号

指定予定事業所名簿は、次に従って事業所一連番号順に事業所が記載されている。

(イ) 全国調査及び地方調査の事業所（事業所一連番号5001～）の民営事業所（市町村順）となり、次に官公営事業所が続く。

(ロ) 地方調査のみの事業所（事業所一連番号7001～）の民営事業所（市町村順）となり、次に官公営事業所が続く。

ロ 新産業分類番号の付加

当該事業所の産業分類に対応した新産業分類番号を付加してある。

(3) 予備事業所名簿の取扱い

予備事業所名簿の取扱いは、以下の点に留意し、利用すること。

① 継続是正

現在対象となっている第一種事業所あるいは第三種事業所が、指定予定事業所名簿に掲載されている場合は、当該事業所と同じ産業、規模の事業所をこの中から選定する。（第二種事業所である場合は、そのまま継続して調査する。）

ただし、継続是正事業所が多くて足りなくなった場合は、本省まで連絡すること。おって必要数を送付する。

② 非協力事業所

協力が得られない事業所のうち、当該事業所のために表章できなくなる可能性がある場合に限り、追加事業所としてこの中から選定する。

ただし、非協力事業所は削除せず、そのまま残すこととする。

(4) 規模500人以上事業所

従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、今回は東京都に限って一部の産業で標本調査とした。

これは、規模500人以上事業所は、東京都に集中しており（約4分の1）、全数調査にしてなくても精度が確保できるためである。

(5) 名簿のダウンロード

指定予定事業所名簿は、CSV形式でダウンロードすることができるため、今回は、本省からFD等で各都道府県には送付しない。

東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き

—毎月勤労統計調査地方調査結果—

平成 15 年



東京都

1 毎月勤労統計調査地方調査について

(1) 調査の概要

① 調査の目的と意義

この調査は、統計法に基づく指定統計（指定統計第7号）で、賃金、出勤日数、労働時間及び雇用について、東京都における毎月の変動を明らかにすることを目的としています。調査結果は、行政諸施策の策定にあたっての基礎指標として用いられるほか、一般企業においても労働条件等決定の判断資料として労使双方に利用されるなど労働経済の動態を示す基本的な資料として重要な役割を果たしています。

② 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する都内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し、厚生労働大臣が指定した約3,300事業所について調査を行っています。

③ 調査の期間と方法

調査の期間は、1か月単位、調査期日は毎月末日（又は最終給与締切日前1か月）です。調査方法は、事業所規模30人以上の指定事業所は毎月郵送によって、また、事業所規模5人～29人の指定事業所は、統計調査員の聞き取りによって調査票を取集し集計しています。

④ 調査結果の算定と精度

集計結果の数値は、調査対象事業所からの報告を基にして、都内に存在する事業所規模5人以上の事業所すべてに対応するように還元されています。「きまって支給する給与」の最大標本誤差率が確率68.3%で、産業大分類5%（製造業3%）、製造業中分類7%、サービス業中分類10%となるよう設計されています。

(2) 標本設計と結果の算定

① 標本設計と抽出方法

この調査は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」に基づく「事業所・企業名簿」を母集団とした標本調査であり、標本設計は、「きまって支給する給与」の産業及び規模別の標本誤差率を一定限度内にすることに主眼がおかれています。

標本は、産業大分類別（製造業は中分類、サービス業は特定中分類）及び規模別（事業所規模5～29人、30～99人、100～499人、500人以上）に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって系統抽出されます。なお、500人以上規模では抽出率1/1、す

なわち全数調査となっています。平成15年8月分の調査票から「きまって支給する給与」の達成精度を求めると、産業大分類（事業所規模30人以上・規模計）で下表の結果のとおりです。

「きまって支給する給与」の産業大分類別達成精度（規模計）

確率68.3% 平成15年8月分

（事業所規模30人以上）

産 業	誤差率 (%)	産 業	誤差率 (%)
総産業	2.23	H 運 輸 ・ 通 信 業	4.75
総産業（サービス業を除く）	2.04	I 卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 店	4.97
D 鉱 業	2.52	J 金 融 ・ 保 険 業	4.19
E 建 設 業	3.23	K 不 動 産 業	4.95
F 製 造 業	1.54	L サ ー ビ ス 業	4.96
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.78		

② 結果の算定

ア 推計労働者数の算定方法

産業別・規模別の各月の推計労働者数は、調査事業所の労働者数に抽出率の逆数を乗じ、産業別・規模別に求めた労働者数に次式による産業別・規模別に推計比率 r を乗じて求められています。

$$r = E_0 \cdot 1 (e_0 \times X)$$

E_0 前月末推計労働者数
 e_0 前月末労働者数
 x 抽出率の逆数

イ 各種平均値の算定方法

産業別・規模別の調査事業所のきまって支給する給与、超過労働給与、特別に支払われた給与、所定内労働時間、所定外労働時間及び出勤日数の各集計値に抽出率の逆数と推計比率を乗じ、アの方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除しています。

[各種産業別、規模別]

[各種産業計、規模計]

$$\bar{a} = \frac{a \times x \times r}{\frac{1}{2}(e_0 \times x \times r + e_1 \times x \times r)}$$

$$\bar{A} = \frac{\Sigma A}{\frac{1}{2}(\Sigma E_0 + \Sigma E_1)}$$

\bar{a} : 各種産業別、規模別の平均値

a : 各種調査票数値の合計（産業、規模別）

r : 推計比率（産業、規模別）

\bar{A} : 各種産業計、規模計の平均値

A : $a \times x \times r$

Σ : 産業又は規模別について合計をとることを示す記号

$e_0 \cdot e_1$: 前月末及び本月末調査労働者数（産業、規模別）

$E_0 \cdot E_1$: $e_0 \times x \times r$ $e_1 \times x \times r$

東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き

——毎月勤労統計調査地方調査結果——

平成 16 年

東京都

1 毎月勤労統計調査地方調査について

(1) 調査の概要

① 調査の目的と意義

この調査は、統計法に基づく指定統計（指定統計第7号）で、賃金、出勤日数、労働時間及び雇用について、東京都における毎月の変動を明らかにすることを目的にしている。

② 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する都内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに抽出し、厚生労働大臣が指定した約3,300事業所について調査を行っている。

③ 査の期間と方法

調査の期間は、1ヶ月単位、調査期日は毎月末日（又は最終給与締切日前1ヶ月）である。調査方法は、30人規模以上の指定事業所は郵送調査又は毎勤オンラインシステムによるオンライン方式による。5人～29人規模の指定事業所は、統計調査員による調査票の取集又は毎勤オンラインシステムによるオンライン方式で行っている。

④ 調査結果の算定

集計結果の数値は、調査対象事業所からの報告を基にして、都内の規模5人以上のすべての事業所に対応するように復元して算定している。

⑤ 標本抽出方法等

この調査は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」に基づく「事業所・企業名簿」を母集団とした標本調査である。

30人規模以上の事業所は、平成13年「事業所・企業統計調査」の結果を用いて全事業所のリストを作成し、これを産業及び規模別に区分し、その区分ごとに調査事業所を抽出する。

5～29人規模の事業所は、平成13年事業所・企業統計調査から毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した162区について、5～29人規模事業所の名簿を作成し、産業ごとに調査事業所を抽出する二段抽出方法による。

⑥事業所の抽出替えに伴う新・旧両調査の接続

平成13年10月に実施された「事業所・企業統計調査」の結果を用いて、平成16年1月に30人規模以上の調査事業所の抽出替えを行った。この抽出替えによって、従来の抽出事業所

平成 14 年度

全国要望文

平成 13 年 6 月

都道府県統計連絡協議会

第2章 情報公開法ガイドライン及び事務処理基準について

平成13年3月19日付けで総務省より、「行政機関の保有する統計調査関係文書の公開に関するガイドラインについて」の申し合せが参考として都道府県及び都道府県教育委員会へ送付された。

国が保管する主要な統計調査関係文書の種類ごとの取扱いについては、指針が示されたが、地方公共団体が保管している国の統計調査関係文書等の取扱いについては、調査実施者が当該処理基準において定めることとされているが、情報公開法が施行されたにもかかわらず、処理基準が改定されていないし、改定スケジュールも示されていない。

については、次の事項について実施されたい。

地方公共団体が保管している国の統計調査関係文書等の取扱いについて、早急かつ明確に法定受託事務に関する処理基準において示すこと。

2 都道府県統計専任職員の確保等について

都道府県における統計調査の事務負担は、プライバシー意識の高まり、共働き世帯・単身世帯の増加に伴う昼間不在世帯の増加、行政に対する不満に伴う調査非協力世帯の増加など、年々厳しさを増す調査環境に加え、新規調査の実施、統計調査内容の複雑化、地方分散入力による業務増等により、従来と比べ一段と増大している。

こうしたなかで、統計専任職員配置定数について、第10次定員削減計画が実施され、地方統計行政の円滑な運営に支障をきたす恐れがある。このまま定員削減計画を実施していくことは、統計行政の新中・長期構想の趣旨にも相反すると言わざるを得ず、例えば、周期調査が輻輳する年や大規模調査の実施年においては、特段の配慮が望まれるところである。

については、次の事項について実施されたい。

(1) 統計調査の円滑な実施及び統計精度の維持・向上を図るため、現行の都道府県統計専任職員の定数確保に万全を期すこと。

(2) 指定統計調査に係わる統計専任職員の人件費については、給与実態を早急に把握するとともに、積算基準を引き上げ、都道府県の超過負担の解消を図ること。

(3) 総務省以外の府省が実施する調査については、大規模の周期調査にさえ、時間外勤務手当が措置されていない状況にあるので、総務省において実施する周期調査はもとより、全ての統計調査の委託費に、時間外勤務手当を措置すること。

また、調査結果の早期公表への取り組み等による、業務の過度な集中に対処するため、臨時職員確保のための十分な財源措置を行うこと。

(4) 事務事業の円滑な実施のため、パソコン等のOA機器の整備・拡充を図り、

継続的な使用が可能となるよう、経常的な委託費において、使用料又は備品費として所要の予算措置を図ること。

3 統計調査実施時期の平準化について

統計調査実施時期の平準化については、地方からの強い要望により平成11年の事業所・企業統計調査及び商業統計調査について調査の実施方法等一定の見直しはされたが、全国消費実態調査、サービス業基本調査、2000年世界農林業センサス及び国勢調査調査区設定と大規模な周期調査が輻輳し、地方公共団体の負担は非常に大きかった。

また、統計調査員の確保を含めた実査への影響が大きく、統計精度の面からも問題が残った。

このように、分散型をとっている我が国の統計機構は、総合調整が不十分だと調査時期の集中、調査対象の重複が生じ、ひいては調査実施機関及び調査対象の負担が大きくなっている。

大半の市町村では、担当者が1人しかおらず、しかも通常は他の業務を兼務している職員が多いため、重複する事務処理は限界を越えるものとなっている。

については、次の事項について実施されたい。

- (1) 各府省が実施する各種の統計調査が円滑に実施され、かつ高い精度が確保できるよう、報告者・実査の負担軽減の観点から、その効率的な実施方法や各年度間の実施時期の平準化について、早急に見直すこと。
- (2) 統計基準部を事務局として検討が行われている「平成16年に実施される大規模周期調査実施枠組み検討会」における検討結果については、中間報告等の情報提供を行うこと。

4 統計行政の新中・長期構想の具体化について

平成7年3月10日「統計行政の新中・長期構想」について、統計審議会の答申があった。

この新構想は、統計行政全般の課題に言及しており、21世紀における我が国統計行政の指針となるものである。

この答申の推進を図るため、平成7年4月14日に国の各府省の統計主管部局長等を構成員とする「統計行政の新中・長期構想推進協議会」が設置され、具体化方策の検討や政府部内における連絡調整が行われている。

推進に当たっては、地方の意見を十分に組み込む機能を有する体制のもとで検討し、早急にその具体的推進を図る必要がある。

については、次の事項について実施されたい。

答申の内容を具体的に実現するため、類似調査の統廃合や調査項目の削減等による統計報告者の負担軽減や調査の簡素・効率化に積極的に取り組むこと。

